**令和７年度第３回 大阪府市公立大学法人大阪評価委員会**

**議事次第**

書面開催

（審議期間　令和７年７月３０日から８月５日）

【議 題】

議事１　公立大学法人大阪の第１期中期目標の期間における業務の実績に関する評価について

（概要）

令和７年度第２回大阪府市公立大学法人大阪評価委員会の審議内容を踏まえた公立大学法人大阪第１期中期目標期間の業務実績に関する評価結果（案）の内容を確認し、評価結果に関する評価委員会の意見を決定するもの。

議事２　出資等にかかる不要財産の納付について

（概要）

公立大学法人大阪から設立団体の長あてに、羽曳野キャンパスの土地・建物について、地方独立行政法人法第42条の２第１項の規定に基づき、不要財産の納付の認可申請があり、同条第５項の規定において、設立団体の長が認可をするにあたっては、あらかじめ評価委員会の意見を聴くこととされているため、評価委員会の意見を聴取するもの。

【地方独立行政法人法（抄）】

（出資等に係る不要財産の納付等）

　第四十二条の二　地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（次項から第四項までにおいて「出資等団体」という。）に納付するものとする。

２～４　（略）

５　設立団体の長は、第一項又は第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

【資 料】

議事１関係

資　　料１－１　小項目評価の審議結果

資　　料１－２　公立大学法人大阪第１期中期目標期間の業務実績に関する評価結果（案）

資　　料１－３　第１期中期目標期間の業務実績に関する評価結果(案)（変更箇所比較表）

資　　料１－４　公立大学法人大阪第１期中期目標期間の業務実績に関する評価結果（概要）

資　　料１－５　業務実績報告書に関する各委員ご質問・ご意見事項

資　　料１－６　第1期中期目標期間に係る業務実績　自己評価の概要

資　　料１－７　公立大学法人大阪　第1期中期目標期間　主な成果

資　　料１－８　公立大学法人大阪第１期中期目標期間業務実績報告書

議事２関係

資　　料２－１　出資等に係る不要財産の納付について（概要）

資　　料２－２　出資等に係る不要財産の納付に関する意見書（案）

＜参考資料：議事２関係＞

参考資料２－１　出資等に係る不要財産の納付申請

＜補足資料＞　※第２回評価委員会にて追加することとなった資料

補足資料１　法人の各種指標推移及び他大学比較について

補足資料２　公立大学法人大阪 統合報告書 アニュアルレポート2024（財務部分抜粋）